

事務事業シート(実施計画事前基礎シート)

(H.25)No.	6031	(H.24)No.	6031
-----------	------	-----------	------

事務事業名	賦課事務費(資産税担当)		
担当部局名	担当室名	室長名	
市民部	課税室(資産税担当)	山下 宏治	

会計区分	事業コード	051002
一般会計	(中事業名)	予算書事業名
款	総務費	賦課事務費
項	徴税費	(小事業名)
目	賦課徴収費	賦課事務費

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	5	新しい時代を拓く自立と協働による地域経営
	基本政策	3	持続可能な市政運営
	施策	3	持続可能な財政運営
	小施策	2	税財源等の確保
重点施策コード			

2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
固定資産税のより公平で適正な課税を行うとともに、安定した税財源の歳入確保をめざします。
事業内容
・一時期に集中する固定資産税の賦課業務(納税通知書の発送数:約37,200件)を効率的に執行するため、課税処理等の業務を外部の事業者の委託。 ・安定した税財源の確保と公平な課税を実現するため、路線価価格を見直すなど、膨大なデータを取扱うこととなる平成27年度固定資産税評価替を執行するにあたり、専門的知識を有する外部の事業者の委託。

3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.24年度(事業量・取組実績)	H.25年度(事業量・取組計画)	H.26年度(事業計画)	H.27年度(事業計画)	H.28年度(事業計画)
主な事業の実績・計画	・固定資産税課税処理等委託料5,392千円 納税通知書発送件数:約37,200件 新增築家屋の評価計算件数:約300件 ・平成24年度固定資産税評価替業務委託 17,597千円 用途区分及び状況類似地区の見直し ・賦課事務費 99千円	・固定資産税課税処理等委託料19,669千円 納税通知書発送件数:約37,200件 新增築家屋の評価計算件数:約300件 ・平成27年度固定資産税評価替業務委託 18,668千円 評価替標準宅地鑑定業務の実施 ・賦課事務費 140千円	・固定資産税課税処理等委託 ・平成27年度固定資産税評価替業務委託	・固定資産税課税処理等委託 ・平成30年度固定資産税評価替業務委託	・固定資産税課税処理等委託 ・平成30年度固定資産税評価替業務委託

	H.24年度(決算見込)	H.25年度(作成時予算額)	H.26年度(計画予算)	H.27年度(計画予算)	H.28年度(計画予算)
直接事業費	23,088千円	38,477千円	26,500千円	24,000千円	46,000千円
内訳(千円)					
国・県支出金					
地方債					
その他()					
一般財源	(0) 23,088	38,477	26,500	24,000	46,000
人員					
職員	1.70人	1.70人	1.70人	1.70人	1.70人
臨時職員等					
概算人件費	(0千円) 13,090千円	13,090千円	13,090千円	13,090千円	13,090千円
+ 総事業費	(0千円) 36,178千円	51,567千円	39,590千円	37,090千円	59,090千円

4. 担当室による事務事業の点検 (*点検等による成果向上や見直しが困難な事業(法令等による義務的経費、災害復旧等緊急事業などは点検対象外)

考察(H.24年度の取組評価、課題)	今後の対応方針(課題解決への取組、工夫・改善の内容)
限られた担当職員数や時間の中で一時期に集中する固定資産税の賦課業務(納税通知書の発送数:約37,200件)を概ね効率的に執行できた。また、平成27年度固定資産税評価替に向けて課題となっている地区も含め市内全域において、固定資産評価基準に則り用途地区や状況類似地区の見直しが進められた。	平成24年度評価替業務になかった諸々の課題について十分な検証をしつつ、平成27年度の評価替えに向けて、さらに適正な時価を把握して固定資産税の公平公正な課税に反映させるよう取組んでいく。

点検項目	内容(施策達成への貢献内容、連携・協働の実践・検討内容)
(1) 事業内容や取組成果は、総合計画の施策達成に貢献しているか B(いずれかの施策指標達成に貢献又は基本方針達成に貢献)	市の重要な基幹的的税収であるため、安定的な財源確保により、市の各種施策の運営に貢献している。
(2) 地域づくり組織、市民活動団体等との連携・協働は図れないか 該当しない	

5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

[選択肢] 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合検討、休止検討、廃止検討、事業完了(予定含む)	継続(現行)
--	--------

具体的な見直し内容・検討内容、継続の理由	6. 事務事業の取組に関する主な市の計画
固定資産税は地方税法に基づき、賦課徴収を行う重要、かつ恒久的な安定財源であるため、公平な課税を行うためにも、必要最低限の賦課事務費が必要である。	